

消費者支援機構福岡発 2016-022 号  
2016 年 6 月 30 日

永代ハウス株式会社 御中

適 格 消 費 者 団 体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行 弘  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号博多大博通ビルディング8階  
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 及川 修平  
TEL 092-761-3203 / FAX 092-725-2320

### 工事請負契約書に関する再度の申入れ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社より 2016 年 3 月 18 日付でいただきました「工事請負契約書に関する申入れ」の回答について」に対し、当機構で内容を検討した結果、後記の点について再度の申入れを行うことになりました。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2016 年 8 月 1 日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

## 記

本件契約書第 11 条（乙の中止又は解除権）について

本件契約書第 11 条第 4 項（是正後）

4. 甲が自己の都合により契約を解約した場合には、乙は甲に対し、解約時点までに履行された設計業務の割合に応じた設計業務報酬額等の解除による乙の損害額を請求できるものとし、また、乙において甲のために支出した立替金があるときは、乙は甲に対し、その賠償を請求できるものとする。甲が乙に着手金又は手付金を差し入れていた場合は、当該違約金及び費用と対等額にて相殺し、精算を行うものとする。

### (1) 申入れの趣旨

本件契約書第 11 条第 4 項（是正後）の訂正を求めます。

### (2) 申入れの理由

上記是正案は、「解約時点までに履行された設計業務の割合に応じた設計業務報酬額…」を請求できる」ようにしようとするものであり、ここでいう設計業務報酬額は、いわゆる設計料を指すものと思われませんが、本件契約においては、設計業務については契約内容に含まれておりませんので、損害額に含むとすれば、消費者契約法第 9 条第 1 号により、無効となると考えられます。

また、本件条項が定める「設計業務報酬額等」の「等」とは具体的に何を指すのかが不明確であり、事業者が生じる平均的な損害の額を超える恐れがあることから、同じく消費者契約法第 9 条第 1 号により、無効となる可能性があります。

本条項については、損害の内容を具体的に明記いただきたく考えております。

以上から、申入れの趣旨記載のとおり、本件契約書第 11 条第 4 項（是正後）の規定の訂正を求めます。

以上